

第22回 港区地域公共交通会議 次第

日 時：令和3年1月21日（木）午後3時30分～

場 所：港区役所 9階 911～913会議室

<次第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 港区コミュニティバス「ちいばす」の運行状況について
 - (2) 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行状況について
 - (3) 地域交通ネットワークの連携・強化について
- 4 協議事項
 - (1) 港区コミュニティバス「ちいばす」の運行改善について
 - ① 麻布東ルートの経路及びダイヤ変更
 - ② 芝浦港南ルートの経路及びダイヤ変更
 - ③ 車庫発着便（田町ルート）のダイヤ変更
 - ④ 赤坂ルートのダイヤ変更
 - (2) 環状第4号線工事に伴う経路変更について
 - ① 港区コミュニティバス「ちいばす」の経路変更について
 - ② 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の経路変更について
- 5 閉会

<配布資料等>

- 資料1 ちいばすの運行状況について
- 資料2 お台場レインボーバスの運行状況について
- 資料3 地域交通ネットワークの連携・強化の検討について
- 資料4 麻布東ルートの経路及びダイヤ変更について（案）
- 資料5 芝浦港南ルートの経路及びダイヤ変更について（案）
- 資料6 車庫発着便（田町ルート）のダイヤ変更について（案）
- 資料7 赤坂ルートのダイヤ変更について（案）
- 資料8 環状第4号線工事に伴う経路変更について（案）（「ちいばす」高輪ルート・芝浦港南ルート）
- 資料9 環状第4号線工事に伴う経路変更について（案）（お台場レインボーバス）

参考資料1 港区地域公共交通会議設置要綱

参考資料2 港区地域公共交通会議委員名簿

第 22 回 港区地域公共交通会議 議事概要

日時：令和 3 年 1 月 21 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
場所：港区役所 9 階 911～913 会議室

<次第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 港区コミュニティバス「ちいばす」の運行状況について
 - (2) 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行状況について
 - (3) 地域交通ネットワークの連携・強化について
- 4 協議事項
 - (1) 港区コミュニティバス「ちいばす」の運行改善について
 - ① 麻布東ルートの経路及びダイヤ変更
 - ② 芝浦港南ルートの経路及びダイヤ変更
 - ③ 車庫発着便（田町ルート）のダイヤ変更
 - ④ 赤坂ルートのダイヤ変更
 - (2) 環状第 4 号線工事に伴う経路変更について
 - ① 港区コミュニティバス「ちいばす」の経路変更について
 - ② 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の経路変更について
- 5 閉会

<配布資料等>

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | ちいばすの運行状況について |
| 資料 2 | お台場レインボーバスの運行状況について |
| 資料 3 | 地域交通ネットワークの連携・強化の検討について |
| 資料 4 | 麻布東ルートの経路及びダイヤ変更について（案） |
| 資料 5 | 芝浦港南ルートの経路及びダイヤ変更について（案） |
| 資料 6 | 車庫発着便（田町ルート）のダイヤ変更について（案） |
| 資料 7 | 赤坂ルートのダイヤ変更について（案） |
| 資料 8 | 環状第 4 号線工事に伴う経路変更について（案）（「ちいばす」高輪ルート・芝浦港南ルート） |
| 資料 9 | 環状第 4 号線工事に伴う経路変更について（案）（お台場レインボーバス） |
| 参考資料 1 | 港区地域公共交通会議設置要綱 |
| 参考資料 2 | 港区地域公共交通会議委員名簿 |

<議事>

- 1 開会

事務局 （会議の目的及び委員委嘱等について説明）

- 2 あいさつ

会長 （あいさつ）

3 報告事項

会長	それでは、報告事項（１）「港区コミュニティバス「ちいばす」の運行状況について」、運行事業者から説明をお願いします。
運行事業者	資料説明（資料１）
会長	ただいまの説明に関して、ご意見やご質問がありましたらお願いします。
各委員	なし
会長	ご意見がないので、報告事項（１）「港区コミュニティバス「ちいばす」の運行状況について」は、以上で質疑を終了します。
会長	次に、報告事項（２）「台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行状況について」、運行事業者から説明をお願いします。
運行事業者	資料説明（資料２）
会長	ただいまの説明に関して、ご意見やご質問がありましたらお願いします。
委員	事務局に質問があります。お台場レインボーバスの運行状況はわかりました。お台場レインボーバスは５年間で、区が補助金を出すとされており、それがなくなった段階で事業者が独自運行することになっています。この緊急事態宣言の中、このままでは区が考えた状況にならないので、区の支援のあり方を再検討しないと運行自体が立ち行かないのではないかと考えている。区の検討状況について教えてください。
事務局	平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年以内に黒字化を達成することを目指し、区は運行事業者に 5 年間で 1 億円を上限に、補助を行っていません。現在、新型コロナウイルス感染症拡大による影響分については、その補助枠の対象外として検討しているところです。また、令和 4 年度以降については、今後検討する予定です。
会長	まだ検討までには至っていませんが、何らかの検討をしていくということです。 他にご意見等ございませんか。
各委員	なし
会長	他にご意見がなければ、次に報告事項（３）「港区地域交通ネットワークの連携・強化について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	資料説明（資料３）

会長 ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見やご質問がありましたら
お願いします。

各委員 なし

会長 地域交通の検討及びあり方について検討する新たな体制についての説
明でした。

4 協議事項

会長 次に、協議事項（１）「港区コミュニティバス「ちいばす」の運行改善
について」、協議事項（２）「環状第４号線工事に伴う経路変更について」
を一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 資料説明（資料４～９）

会長 ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見やご質問がありましたら
お願いします。

委員 地元の要望に応じてルート改善し、東京タワー等を経由するなど来訪者
にも使ってもらおうよう工夫されているのはいいことです。問題は赤坂ル
ート等の便が減るところです。地元の理解が必要です。事前の周知方法
がとても大切になりますが、どういったことを考えているのか教えてく
ださい。

事務局 令和３年４月からの運行改善を目標として、３月から周知を実施する予
定です。方法は港区ホームページ、ツイッター、広報みなど等に掲載し、
周知したいと考えています。

委員 ちいばす車内等に貼り紙して、どの時間がどのような時刻表になるのか
を掲示するとともに、問い合わせ先を明記するなどは考えているでしょ
うか。

事務局 ちいばす停留所への貼り紙と、車内の掲示も徹底してまいります。

会長 周知は丁寧に対応してください。

会長 他にご意見がなければ、まず、協議事項（１）「港区コミュニティバス
「ちいばす」の運行改善について」をお諮りします。この件について、
ご異議はありませんでしょうか。

各委員 異議なし

会長 次に、協議事項（２）「環状第４号線工事に伴う経路変更について」を
お諮りします。この件について、ご異議はありませんでしょうか。

- 各委員 異議なし
- 会長 ご了承いただきましたので、今後、事務局で所定の手続きを進めさせていただきます。本日本日予定をしておりまして、報告事項と協議事項については終了しました。他に、何かご質問やご意見がございましたらお願いします。
- 委員 こういった改善を進めていくことは非常に大切なことです。地元きちんと説明して検討をすすめる、周知もしていくということですが、その説明は丁寧にしてください。資料3で地域交通ネットワークに関して新しい検討が進められるとのことですので、今回のちいばすで改善しきれていない部分があると思いますので、その点をしっかり議論してもらい、改善を進めてほしいと思います。サービスが変わることで、特定の人にとっては不便が生じる可能性もありますが、一方で、ちいばすの新路線や、レインボーバスの改善、それ以外にも何か新しい動きがでてくるかもしれません。都心にある港区にしか出来ないこと、全国で見てもここでしか出来ないことがあるかもしれませんので、しっかりと検討してもらえば、地元が納得するような良いサービスができるだろうと期待しています。
- 会長 他にご意見等がないようでしたら、事務局から連絡事項があればお願いします。
- 5 閉会
- 事務局 それでは、これをもちまして第22回「港区地域公共交通会議」を閉会とします。本日は、ご多忙の中、ありがとうございました。

以上

○港区地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月1日
20港環計第945号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、港区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって構成する。

- (1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 区民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験者

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、街づくり支援部に関することを担任する副区長とし、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 交通会議は、協議事項の検討について必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報窓口を定める。

港区地域公共交通に係る相談又は通報窓口 港区街づくり支援部地域交通課地域交通係 連絡先：TEL 03-3578-2111 (内線2212) FAX 03-3578-2369

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、街づくり支援部地域交通課地域交通係において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

名 簿

部 署

		部 署	
港区地域公共交通会議		港区	副区長
		東京都	交通局 自動車部 計画課長
		株式会社	フジエクスプレス 取締役社長
		ケイエム観光バス株式会社	東京支店 大森営業所 所長
		一般社団法人	東京ハイヤー・タクシー協会 専務理事
		一般社団法人	東京バス協会 専務理事
		港区議会	議長
		港区議会	交通・環境等対策特別委員会 委員長
		港区老人クラブ連合会	会長
		港区心身障害児・者団体連合会	会長
		港区商店街連合会	会長
		港区観光協会	会長
		国土交通省	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送担当）
		東京都交通運輸産業労働組合協議会	バス部会 幹事
		港区	街づくり事業担当部長
		国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
		東京都	第一建設事務所 管理課長
		港区	街づくり支援部 土木管理課長
		警視庁	交通部 交通規制課 課長代理
		警視庁	愛宕警察署 交通課長
		警視庁	三田警察署 交通課長
		警視庁	高輪警察署 交通官
		警視庁	麻布警察署 交通課長
		警視庁	赤坂警察署 交通課長
		警視庁	東京湾岸警察署 交通課長
		東京海洋大学	名誉教授
	国土館大学理工学部	教授	
事務局	港区	街づくり支援部	地域交通課長
	港区	街づくり支援部	地域交通課 地域交通係長
	港区	街づくり支援部	地域交通課 地域交通係
	港区	街づくり支援部	地域交通課 地域交通係
	港区	街づくり支援部	地域交通課 地域交通係
	港区	街づくり支援部	地域交通課 地域交通係